

この資料は、規程を作成するに際してのポイントを示したものです。【記載例】はあくまでサンプルで、今後、関連する法令の改正なども予想されますので、個々の内容は事業者様の責任で確認して活用するようにしてください。

求人者情報管理規程 作成のポイント

第1条（目的）

【作成のポイント】

本規程を適用する目的を記載します。

求人者情報を適切に管理する旨を記載します。

第2条（求人者情報の範囲）

【作成のポイント】

本規程で対象とする求人者情報とは何かを記載します。

また、すでに公知となっている情報および取引後に公知となった情報など、本規程の対象外についても記載します。

【記載例】

本規程で求人者情報とは、職業安定法第51条2項及び職業安定法施行規則第33条の2で定める「法人である雇用主に関する情報」であって、求人者及び再就職支援事業における関係雇用主（以下、「求人者等」という）の法人情報をいう。

但し、以下の求人情報は本規程の対象外とする。

1. 既に公知となっている情報及び取引後に公知となった情報
2. 求人者等が公表することを書面により承諾した情報
3. 当社が正当な第三者から適法に入手した情報
4. 取引開始前に、当社が既に入手していた情報

なお、求人者等に係る個人情報とは、別に定める「個人情報適正管理規程」に則り適正に管理するものとする。

第3条（求人者情報の取り扱いと保管）

【作成のポイント】

求人者情報の取り扱いと保管に関して記載します。

取扱者、管理方法、漏えい防止、保管施設など、コンピュータ等の電子媒体の場合も記載します。

【記載例】

求人者情報の取り扱いと保管については、以下の措置を講じるものとする。

1. 求人者情報を取扱うことができる者は、職業紹介責任者及びその指定する者に限る。
2. 求人者情報は、求人者情報を取り扱うことができる者以外が自由に見ることができない方法で保管しなければならない。
3. コンピュータ等の電子媒体で保管する場合は、ID 番号、パスワードの設定等の漏えい防止施策を設けなくてはならない。
4. 求人者情報は施錠のできる保管施設に保管しなければならない。

第4条（求人者情報の提供と公表）

【作成のポイント】

求人者情報の提供の原則禁止の旨を記載します。

および、職業紹介で求人者情報を求職者へ提供する場合、法令に基づく場合など例外の場合も記載します。

第5条（基本取引契約の締結）

【作成のポイント】

求人者との間に基本契約を締結する旨を記載します。

第6条（改廃）

【作成のポイント】

本規程の改訂、廃止に関しては、取締役会の承認を得るなど、どのようにしたら効力を発するかを記載します。

第7条（施行）

【作成のポイント】

本規程の施行日を記載します。